

## 株式会社静岡銀行が実施する 天星製油株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社静岡銀行が実施する天星製油株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見書

2025年3月25日  
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

天星製油株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社静岡銀行

評価者：一般財団法人静岡経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

## I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社静岡銀行（「静岡銀行」）が天星製油株式会社（「天星製油」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、一般財団法人静岡経済研究所（「静岡経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。静岡銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、静岡経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、静岡銀行及び静岡経済研究所にそれを提示している。なお、静岡銀行は、本ファイナンス実施に際して、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に拠っている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクト



トエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

### ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

静岡銀行及び静岡経済研究所は、本ファイナンスを通じ、天星製油の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、天星製油がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

### ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

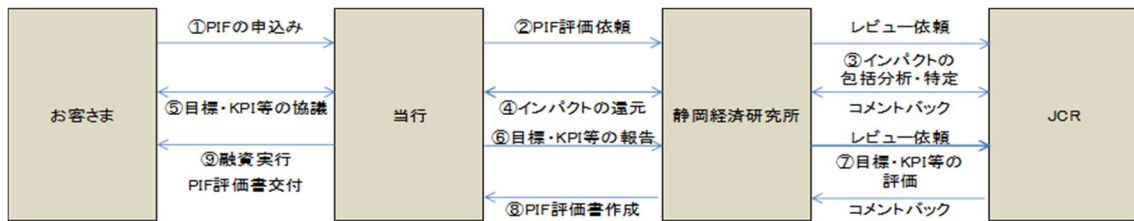
JCR は、静岡銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) 静岡銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

<sup>1</sup> 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



# JCR Sustainable PIF for SMEs



(出所：静岡銀行提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、静岡銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、静岡銀行からの委託を受けて、静岡経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

## ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て静岡経済研究所が作成した評価書を通して静岡銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

## ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、静岡経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

## III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・

ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である天星製油から貸付人である静岡銀行及び評価者である静岡経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で对外公表も検討していくこととしている。

- 
- 要素① 投融资時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
  - 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
  - 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
  - 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの
- 

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

#### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



# JCR Sustainable PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

---

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

---

川越 広志

担当アナリスト

間場 紗壽

---

間場 紗壽



### 本第三者意見に関する重要な説明

#### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

#### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

#### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとの関係とは異なります。

#### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

#### 5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

#### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

#### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。  
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。  
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

#### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

#### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル



# ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：天星製油株式会社

2025年3月25日

一般財団法人 静岡経済研究所

# 目次

＜要約＞ .....	3
企業概要 .....	4
<b>1. 事業概要 .....</b>	<b>6</b>
1-1 事業概況 .....	6
1-2 経営方針 .....	8
1-3 業界動向 .....	9
1-4 地域課題との関連性.....	10
<b>2. サステナビリティ活動 .....</b>	<b>11</b>
2-1 環境面での活動.....	11
2-2 環境・社会面での活動.....	12
2-3 環境・経済面での活動.....	13
2-4 社会面での活動.....	15
<b>3. 包括的分析 .....</b>	<b>18</b>
3-1 UNEP FI のコーポレートインパクト分析ツールを用いた分析.....	18
3-2 個別要因を加味したインパクトエリア/トピックの特定 .....	18
3-3 特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性.....	19
3-4 インパクトエリア/トピックの特定方法 .....	19
<b>4. KPI の設定 .....</b>	<b>20</b>
4-1 環境面 .....	20
4-2 環境・経済面 .....	22
4-3 社会面 .....	23
<b>5. 地域経済に与える波及効果の測定 .....</b>	<b>26</b>
<b>6. マネジメント体制 .....</b>	<b>26</b>
<b>7. モニタリングの頻度と方法 .....</b>	<b>26</b>

静岡経済研究所は、静岡銀行が、天星製油株式会社（以下、天星製油）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、天星製油の企業活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中小企業<sup>※1</sup>に対するファイナンスに適用しています。

※1 IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

### <要約>

天星製油は、1946 年に創業、1962 年から廃油のリサイクルに取り組むオイルリサイクルの専門企業である。高品質の再生重油を精製するとともに、廃油の回収時には、関連機器及び設備、施設等の清掃やメンテナンスを行う事業も展開し、切れ目のないサービス提供を実現している。

同社の事業活動は、環境面においては、自社での環境負荷低減活動として気候変動対策や新たな蒸発濃縮装置の導入による省エネ化の推進を行っている。環境・社会面においては、地域住民向けの廃油回収や環境教育といった地域での環境保全に取り組む。環境・経済面においては、低コストで環境にも配慮された再生重油の製造及び販売や産業廃棄物の適正な処理、エコロジカルメンテナンス事業を通じた切れ目のないサービス提供が、自社及び地域企業の持続性を高めている。社会面においては、労働安全衛生を徹底するとともに働きやすい職場づくりに努めているほか、新人教育を始めとした人材育成にも欠かさず取り組んでいる。さらに、公正な賃金体系と充実した福利厚生制度は従業員のモチベーションを向上させる取組みである。

天星製油のサステナビリティ活動等を分析した結果、ポジティブ面では「教育」、「雇用」、「賃金」、「零細・中小企業の繁栄」、「気候の安定性」、「水域」、「土壌」、「資源強度」、「廃棄物」が、ネガティブ面では、「自然災害」、「健康および安全性」、「賃金」、「社会的保護」、「ジェンダー平等」、「気候の安定性」、「水域」、「大気」、「土壌」、「資源強度」、「廃棄物」がインパクトエリア/トピックとして特定され、そのうち、環境・社会・経済に対して一定の影響が想定され、天星製油の経営の持続性を高める 4 つのテーマについて、KPI が設定された。

### 今回実施予定の「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要

金額	116,600,000 円
資金用途	設備資金
モニタリング期間	5 年 0 カ月

## 企業概要

企業名	天星製油株式会社
所在地	本社：静岡県浜松市浜名区新原 3833-1 山梨営業所：山梨県笛吹市一宮町国分 1284-1
事業拠点	若草油槽所：静岡県浜松市浜名区寺島 652-1 エコメーション：静岡県浜松市浜名区新原 3903 第一駐車場：静岡県浜松市浜名区新原 3927-1,6,7,8 南武事務所：静岡県浜松市浜名区新原 3922-1
従業員数	60 名
資本金	1,000 万円
業種	産業廃棄物処理業
事業内容・営業品目	廃油買取 オイルリサイクル（再生重油及び再生オイルの製造・販売等） 産業廃棄物収集運搬・処分 エコロジカルメンテナンス（油器・排水関係の設備工事） 漏油事故処理 防災用品販売
認証	エコアクション 21 認証

沿革	1946年	天星鈴木製油所（ナタネ搾油事業）を創業
	1962年	鉱物油廃油の精製事業を開始
	1966年	天星製油有限会社へ社名変更
	1972年	産業廃棄物収集運搬業の許可を取得
	1983年	山梨営業所を開設
	1984年	天星製油株式会社へ改組
	2001年	若草油槽所を開設
	2005年	エコアクション 21 認証を取得及び登録
	2009年	本社を現住所へ移転
	2011年	山梨営業所を現住所へ移転
	2014年	若草太陽光発電所を設置（若草油槽所内）
	2016年	新原太陽光発電所を設置（本社敷地内）
	2017年	PCB（ポリ塩化ビフェニル）分析を開始
	2020年	一般建設業許可（とび・土工事業）取得 山梨営業所内の保管タンク増設
	2021年	事業拡大に伴い第一駐車場を開設 一般建設業許可（土木工事業、管工事業）取得
	2022年	エコメンステーション（備品保管施設）を開設
2025年	本社工場増設及び地下タンク増設	

（2025年3月25日現在）



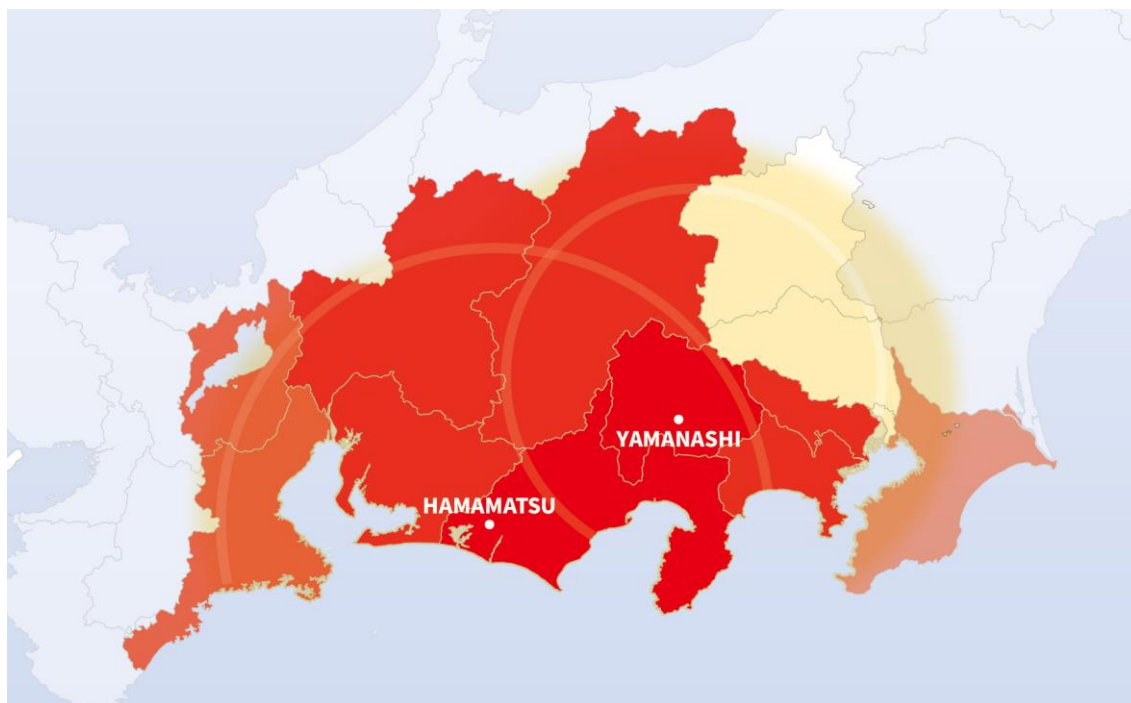
出典：同社提供

## 1. 事業概要

### 1-1 事業概況

天星製油は、1946年にナタネ搾油を行う「天星鈴木製油所」として個人創業、1962年から鉱物油の廃油リサイクルを開始し、現在では廃油から高品質の再生重油を精製するオイルリサイクルの専門企業である。同社では、廃油の回収時に、関連機器及び設備、施設等の清掃やメンテナンスを行う事業も展開しており、切れ目のないサービスを提供している。

営業エリアは、静岡県と山梨県を中心に千葉県から三重県まで広範にわたって、廃油を回収している。営業活動を行う地域では、可能な限り優良産廃事業者認定を受けており、静岡県以外の地域でも高い信頼を獲得しながら取引先を拡大している。



出典：同社 HP

<許認可一覧>

■産業廃棄物・特別管理産業廃棄物

優良産廃処理業者認定	自治体	産業廃棄物						特別管理 産業廃棄物
		汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	金属くず	廃プラスチック類	引火性廃油
<b>処分</b>								
○	浜松市	○	○		○	○	○	○
<b>収集運搬</b>								
○	静岡県	○	○		○	○	○	○
○	山梨県 (積替・保管)	○	○		○	○	○	○
○	千葉県							○
○	東京都		○					
○	神奈川県	○	○	○	○	○	○	○
○	長野県	○	○		○	○	○	○
○	岐阜県	○	○		○	○	○	○
○	愛知県	○	○		○	○	○	○
○	三重県	○	○		○	○	○	○
○*	滋賀県	○	○		○	○	○	○

※滋賀県は、産業廃棄物のみ優良産廃処理業者認定

(2024年に特別管理産業廃棄物の収集運搬業許可を新規取得。優良産廃処理業者認定は更新申請が対象)

■一般建設業 [静岡県知事許可(般-2)第40052号]

とび・土工工事業

土木工事業

管工事業

## 1-2 経営方針

天星製油は、経営理念で廃油のリサイクルを通じた地域社会への貢献を掲げている。また、行動規範として、自社の事業発展のためには、従業員とともに成長していくことを求めている。

### 【経営理念】

「廃油の処理再生および周辺業務によって、産業と生活のインフラを支える」

### 【行動規範】

「社業発展 心技向上」

同社では、2005 年からエコマネジメントシステムを経営に取り込むとともに、以下の環境経営方針を掲げ、持続可能な社会の実現を目指している。

### <環境経営方針>

#### 【基本理念】

1. 当社は「廃油リサイクルの専門家」として、廃油のリサイクル、産業廃棄物の処理、油関連設備等のメンテナンスの事業活動を通じて地球の環境保全に貢献する。
2. 自らの事業においても環境との調和、自然との共生に配慮し、すべての部署で環境の保全・向上に対して積極的・継続的な活動を展開する。
3. エコアクション 21 ガイドライン（業種別ガイドライン）に基づいた環境経営システムを構築、運用、維持する。

#### 【行動指針】

1. 廃油のリサイクルシステムの普及、改善、安定化に継続的に努力する。
2. 環境関連の法律、規制、我々が同意するその他の要求事項を遵守する。  
なかでも廃棄物処理法には最大の注意をする。
3. 自他の環境事故、特に火災、漏油に対して、予防対策、事故処理訓練を実施する。
4. 省エネルギー、省資源、環境保全を全ての活動範囲で取り組む。  
特に収集運搬車両のエコドライブ、燃費削減、排気ガスの削減に心がける。
5. 地球温暖化ガスの発生抑制に努める。
6. 周辺環境、地域社会との共存に努力する。
7. 環境教育、情報の収集等により、見識を高め、全社員が環境経営方針をはじめ環境経営目標、環境経営計画を理解したうえで行動に落とし込む。
8. 職場の作業環境の向上、具体的には、安全衛生面、平易化、効率化、見える化に努力する。
9. 当社より排出する廃棄物の削減に努力する。
10. これらに基づいて環境経営目標、環境経営計画を定め、定期的に見直し、環境経営の継続的改善に努める。

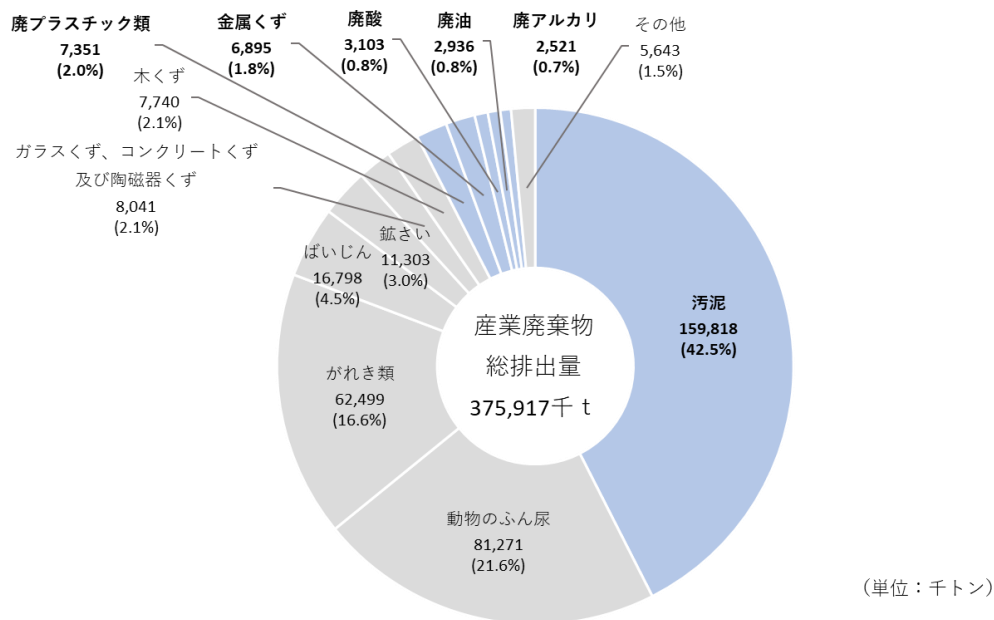


### 1-3 業界動向

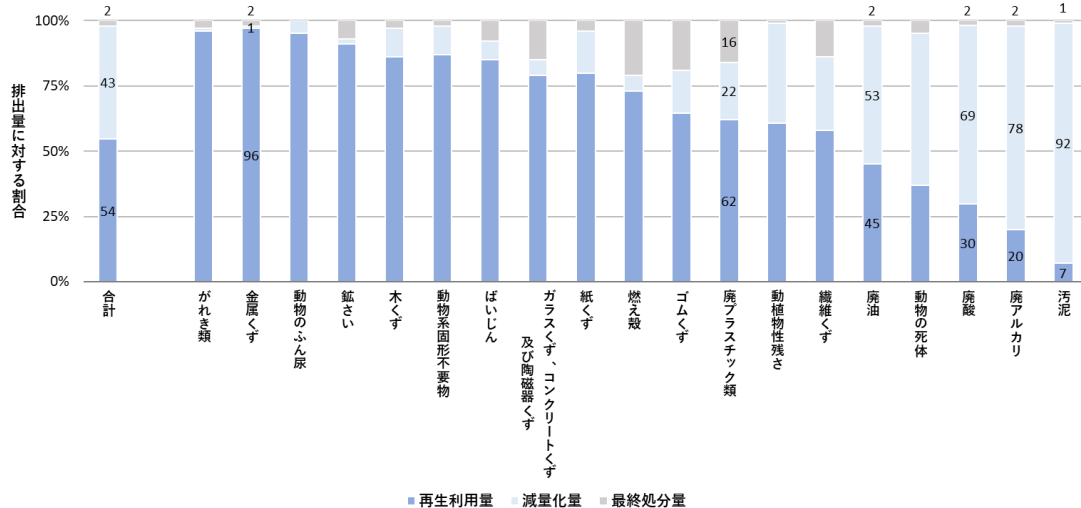
#### 【産業廃棄物の種類別排出状況】

事業者の事業活動によって排出される廃棄物のうち、法律で定められた 20 種類の廃棄物を産業廃棄物と呼び、種類別排出量をみると、最も多い品目は、全排出量の 42.5%を占める汚泥である。天星製油では、廃油を中心に収集運搬及び処分を実施しているが、この汚泥についても一定量取り扱っている。同社が処理するのは、油水分離槽といった排水系施設等に沈殿する汚泥で、腐敗していることや油が入り混じり乾燥しにくいことから、処理が困難なものである。油の扱いに長けた同社のような企業が、こうした汚泥の処理を引き受けることで、一層高い再生利用率や減量化率が実現できている。

産業廃棄物の種類別排出量（2021年度実績）



産業廃棄物の種類別の処理状況（2021年度実績）



資料：環境省「産業廃棄物の排出・処理状況等（令和3年度実績）」

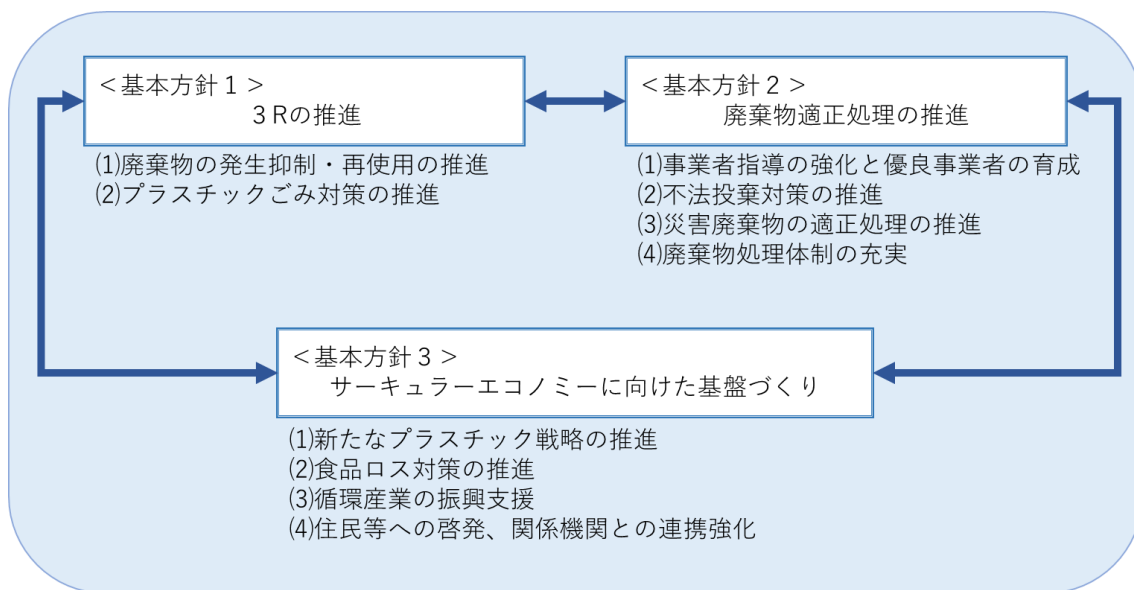
## 1-4 地域課題との関連性

### 【第4次静岡県循環型社会形成計画】

静岡県では、2022年度を開始年度とする「第4次静岡県循環型社会形成計画」を策定し、「捨てる”を減らそう。”活かす”を増やそう。～ふじのくにのゼロエミッション～」をキャッチフレーズとして、循環型社会形成に向けて一層の取組みを推進している。

本計画では、これまで推進してきた廃棄物の排出抑制や3Rの実践による廃棄物の削減目標に加え、限りある資源の循環利用と経済成長を両立するサーキュラーエコノミーの視点を取り入れており、具体的施策の基本方針に「3Rの推進」、「廃棄物適正処理の推進」、「サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり」の3つを掲げ、県民、事業者、行政に期待する役割を示している。

こうした中、天星製油は、廃油のリサイクルによって廃棄物の発生を抑制していることから基本方針1の「3Rの推進」に寄与し、優良産廃処理業者認定を受けていることから基本方針2の「廃棄物適正処理の推進」にも取り組んでいる。さらに、再生重油の製造はアップサイクルを実現していることから基本方針3の「サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり」に貢献している。



資料：静岡県「第4次静岡県循環型社会形成計画」

## 2. サステナビリティ活動

### 2-1 環境面での活動

#### (1) 自社での環境負荷低減

天星製油は、2005年にエコアクション21認証を取得して以降、エコマネジメントシステムを経営に取り込み環境負荷を低減する活動を続けてきた。まず、エコアクション21事務局を設置するとともに各課やグループ等の組織単位で活動を行い、環境経営目標の達成に向けてPDCAサイクルの着実な実施に取り組んでいる。同社では、3カ月毎に職場会議を実施し、活動状況や目標の進捗をレポートにまとめて共有しているが、そこでは未達成の項目について、原因を分析して改善策の提示まで行っている。

また、環境経営目標では、CO<sub>2</sub>排出量の削減を掲げ、気候変動対策にも注力している。同社は、廃油等の収集運搬を行うため、大型車を中心に車両の使用が多い。そこで、エコドライブ運動やこまめなメンテナンス、計画的な車両入替によって燃費向上を図っている。加えて、全国オイルリサイクル協同組合を通じて「森とアースへのecoプロジェクト」に2018年度から参加しており、森林保全活動を支援することでカーボンオフセットも実施する。2023年度は50t-CO<sub>2</sub>の排出量を、2024年度は40t-CO<sub>2</sub>の排出量をオフセットしている。なお、同社では、太陽光発電所を2カ所設置しており、再生可能エネルギーの創出も行う。新原太陽光発電所は年間75,000kWh程、若草太陽光発電所は年間50,000kWh程の発電量となっており、全量を売電している。

さらに、2025年から本格稼働する蒸発濃縮装置では、大幅な環境負荷の低減を実現する。同装置は、これまでの装置と比べ、A重油を使用せず、電気エネルギーによる効率的な処理を行うことから非常に省エネルギーに優れた設備となる。使用電力量は増加するもののエネルギー換算では1/10程度まで低減することができ、同社全体のエネルギー使用量の2~3割を削減する。CO<sub>2</sub>排出量は1,036t-CO<sub>2</sub>/年から109t-CO<sub>2</sub>/年まで削減されるほか、A重油の使用による大気汚染の防止にもつながる。加えて、蒸発後の冷却処理工程もなくなることから、同社の水使用量全体のうち4割を占めていた冷却水の使用量削減が可能となる。今後は、産業廃棄物の処理過程で発生する排水に関しても、浄化した上で構内散水や車両の洗浄等で使用することにより、排水量の削減も実現していく。

中間処理施設では、産業廃棄物を安全に処理することで、周辺環境へ影響が及ぶことを防止している。例えば、施設内は不浸透性の床を整備しており、タンク等の周囲に防油堤を設置する等、地下浸透や流出を防ぎ、土壌汚染及び水質汚濁につながらないように措置を講じている。

このほか、同社では、事業所内のゴミについても、従業員が一体となって可燃ゴミの分別に取り組んでおり、70%以上のリサイクル率を実現しているほか、会議資料等についてもペーパーレス化を推進し、一般廃棄物の削減にも取り組んでいる。

## 2-2 環境・社会面での活動

### (1) 地域における環境保全活動

天星製油の事業活動は、地域住民の理解や周辺環境への配慮が欠かせないものであることから、エコアクション 21 の環境経営目標の1つに、地域共生を掲げている。会社周辺のゴミ拾いや緑化活動で景観の維持に取り組むほか、地域住民が廃油を適正に処分できるように2カ月おきに個人の廃油持込可能日を設け、不法投棄が発生しないようにしている。

また、次世代を担う子ども達に環境への理解を深めてもらうため、環境教育への協力も惜しまない。これまでに、公益社団法人静岡県産業廃棄物協会が主催する「夏休み産業廃棄物処理施設 親子見学会」や浜松市役所麓玉協働センターが主催する「子どもふるさと学級」で、子ども向けに廃棄物処理について学べる機会を提供してきたことに加え、地域の高校生には職業講話を、大学生には講演を行い、外国人学校の生徒2名の職場体験の受け入れも実施している。

このほか、未利用木材である間伐材の利用を促進するふじのくに森の町内会に賛同するとともに、浜松市西部清掃工場「えこはま」が実施する資源回収事業や環境経営リポートの展示に協力している。



出典：同社提供

## 2-3 環境・経済面での活動

### (1) サプライチェーンを通じた環境負荷の低減

天星製油では、廃油をリサイクルした燃料である再生重油を製造、販売している。再生重油は、成分上、直火での使用に限定されるが、A重油と同程度の熱量を有することから代替燃料とすることができ、紙パルプや石灰の製造業者、アルミニウム合金製造業者、温室栽培農家、廃棄物の焼却事業者といった需要家が多く存在する。こうした事業者では、燃料を多く消費するが、再生重油は環境性にも優れた製品であることから、サプライチェーンを通じた環境への配慮にも貢献している。具体的には、リサイクル製品であることから、省エネ法では、転換が推進されている非化石エネルギーとして扱われ、温対法では、最終的なCO<sub>2</sub>排出量への計上が不要となる燃料として扱われている。

そうした中、同社製品「2HC」は、JIS規格（JIS K 2170）に適合した高い品質を誇るもので、排出事業者ごとに廃油の性状が異なる中、高い処理技術によって優れた通液性と不純物の沈殿性を実現し、安定した品質を保持している。

また、廃油のリサイクルは、コスト面でも取引先への恩恵が大きい。原料となる廃油は、排出事業者では、本来、産業廃棄物として費用をかけて処分するものだが、同社では、含水率が低いものや塩素等の不純物の混入が少ないものについては有価物として買取を実施している。他方、再生重油の販売においては、代替するA重油の7割程度の価格であり、費用負担を抑えることができる。

再生重油だけでなく再生オイルの精製も行う。原料や処理工程によって製造できる製品が決まるが、廃油から機械油やタービン油といった潤滑油、コンクリート剥離剤、焼入油等を製造している。中でも、切削油については循環リサイクルを実現しており、排出事業者の環境負荷を低減に寄与している。

### (2) 地域企業の持続性を高める事業活動

同社の主な廃油回収先は、自動車整備工場や部品加工工場、排水系施設等となるが、廃油の回収だけでなく、油分が付着して扱いづらい産業廃棄物も同時に受け入れており、排出事業者の利便性を向上させている。特に、自動車整備工場から排出される液状の廃棄物は一通り処理することができることに加え、こうした事業所から排出される油水分離槽等に沈殿した汚泥は乾燥しにくく処理に苦慮するが回収を引き受けている。今後は、これまで取扱いが困難だった有害物質を含有する廃棄物や低引火性液、低流動性液、乳化液等についても処理ができるよう技術力を向上させていく方針である。

加えて、廃油回収時には施設や設備のメンテナンスが必要となる。同社は、エコロジカルメンテナンス事業によって切れ目のないサービス提供を行っている。例えば、切削加工を行う工場では、切削油を繰り返し使用するため、循環装置に不純物が滞留してしまい、不要となった切削油とともに循環装置内の不純物を回収して処分することが必要となるほか、油圧プレス機を使用する工場では、油圧部品内が結露してしまうことで錆が発生する可能性があり、定期的にオイルの抜き取りと清掃が

必要となる。同社では、これらの作業を行うだけでなく、回収後の試運転まで手掛けており、事業者は最小限の負担で事業を再開できる。

また、PCB 分析による事業の持続性向上にも努めている。有害物質である PCB は、適正な処分が求められる一方、かつては、電気機器の絶縁油等として広く使用されていたことから未だ混入してしまうリスクがある。加えて、混入してしまうと保管タンク内の清掃や稼働施設の停止が求められ、除去するために多大な時間とコストが発生して、事業に甚大な影響を及ぼす。同社は、この PCB 分析を実施できる設備を備え、回収する廃油に対して検査を行うとともに他社からの分析依頼にも応じている。今後は、精製した再生重油についても改めて PCB 分析を行い、分析結果を対外的に評価レポートとして公表していく方針である。こうした活動は、安心して使用できる製品として品質の保証が成されるもので、事業者の事業継続性を高める取組みである。

なお、持続性を高める活動として漏油事故への対応も行う。少量の事故であっても要請を受ければ駆けつけ、一刻も早い事業再開に向けて支援を実施している。このような活動は、30 年以上前から行っており、地域での信頼が厚いことから警察署や消防署、市役所からも同社へ協力要請がある。

このほか、各地域で異なる消防法に対応した廃油タンクを無料で貸出しており、現在では 6,000 個以上を貸与している。200～800 L のタンクを揃え、小規模事業者でも安全に廃油を管理できるようにしている。



出典：同社提供

## 2-4 社会面での活動

### (1) 労働安全衛生の徹底

天星製油は、産業廃棄物の収集運搬及び処分を行うことから、労働安全衛生の徹底により従業員の安全を確保している。労災事故は、年に数件発生しているものの、これまで死亡や離職につながるような事故はなく、発生した事案については会社全体で対策を講じている。例えば、過去には廃油を移動させる際に飛沫が目に入ってしまったことがあったため、それ以降、安全装具の着用を徹底している。また、飛び石といった些細な事案についても漏れなく報告を求めており、従業員全体で情報の共有と対策の検討を行い、常に安全に配慮した行動ができるよう意識付けをしている。

同社では、万が一に備えた各種訓練を実施し、従業員と地域住民の安全性向上にも努めている。避難訓練は、毎月実施することで非常時においても適正な行動ができるように備えているほか、交通事故防止を目的とした交通安全 KYT 訓練や漏油事故発生時の対応を想定した漏油訓練、緊急時にいち早く従業員の安全を確認し体制を整える連絡網訓練をそれぞれ年3回実施している。加えて、事業活動自体の継続性を高めるための防災 BCP 訓練も行う。

さらに、同社は、地域の防災力を高める活動も行っており、浜松市防災協会が主催する「安全管理研修会」や「総合防消防訓練指導会」に参加している。このほか、浜松市消防局に備蓄型自動パック式トイレを、NPO法人「はまっぴー」に防災備蓄米等を寄贈する取組みも行っている。



出典：同社提供

### (2) 働きやすい職場づくり

同社では、従業員の働きやすい職場づくりにも注力している。まず、有給休暇の取得推進で、時間単位で取得ができ、事情により事後申請も認めている。特別休暇として、未就学児を養育する従業員に育児目的休暇を一人当たり3日（最大6日）付与しているほか、入社直後の従業員に対して5日付与しており、従業員が休暇を取得しやすい制度を整備している。こうした取組みにより、2023年度の同社の有給休暇取得率は76%と高水準となっている。

風通しの良い職場環境の醸成にも取り組んでおり、毎年、従業員アンケートを実施し、積極的に意見を取り入れて改善を図っているほか、定期的なストレスチェックによるメンタルヘルス対策も実施しており、産業医への窓口を周知徹底することで思い詰める従業員が出ないようにしている。さらに、

ハラスメントについては、ハラスメント防止規程を設けて該当行為を明確にして発生させないようにするとともに、ハラスメント対応マニュアルを作成し、相談窓口やフローを確立することで万が一に備えている。

多様な人材の活躍にも取り組む。まず、業態柄、女性が少なく、同社においても女性従業員は約 15%と男女比率に偏りがあるが、今後は働きやすい職場づくりを通じて女性の雇用増加に取り組んでいく。また、障がい者については、業務内容やサポート人員の観点から常用雇用が困難であるものの、就労移行支援事業所等への業務委託や試行的な受け入れを行い、支援をしていく方針である。

また、同社では、従業員が主体的に労務負担を軽減する取組みを行っている。例えば、定例作業マニュアルや顧客ごとの配送マニュアル作成による業務平準化や、車両管理カードによるメンテナンス作業の効率化を実施している。こうした負担軽減への取組みに加えて、各部署に分散していたデータの一元管理システムの構築や名刺管理アプリの導入、社内 SNS の運用開始等、デジタル面での効率化にも取り組んでおり、2024 年度は、残業時間を前年度比約 1 割削減、平均残業時間を 24 時間/月まで削減している。なお、過剰労働を防止する仕組みとして、労働基準法を下回る水準での時間外労働や勤務日数の制限も設けている。

### （3）人材育成

新卒者や無資格者、未経験者でも積極的に雇用している同社では、こうした人材でも活躍できるよう人材育成に取り組んでいる。新人教育は工場構内での OJT によって、施設や設備の構造を説明しながら教育することで事業内容への理解を深めることを可能としている。さらに、各課、グループそれぞれでも社内勉強会を自主的に開催しており、例えば、精製課では脱水や蒸発濃縮等の処理技術に関する勉強会を行い専門性を高めている。社外の講習会への参加も推奨しており、産業廃棄物処理に関わる法改正や安全性を確保する車両整備などを学んでもらうことで成長を促しているほか、従業員の自発的な学びを支援するため、外部研修やセミナーを従業員自身が選び、会社が費用負担する制度も設けている。こうした取組みの結果、外部機関を利用した従業員の学習は会社全体で 30 件/年以上となっている。なお、資格取得に関しても支援を行っており、業務上欠かせない危険物取扱者（乙 4）は、県外会場までの交通費を支給している。

### （4）公正な賃金体系と充実した福利厚生制度

天星製油では、従業員の働きに報いる公正な賃金体系を整えている。まず、事務職に女性が多いなど職務内容ごとに性別が偏っていたことで、実質的な賃金格差につながっていた基本給テーブルを見直し、統一することで性差を排除した。次に、営業課の従業員では、個人の成績に応じた第一歩合と、営業課全体の成績に応じた第二歩合による出来高給を導入しており、努力に見合った賃金を受け取れるようにしている。この制度では、営業課全体の目標達成時に、目標を達成するため



には会社全体での協力が不可欠であるという趣旨から、営業課以外の従業員に対して目標達成手当が支給される。このほか、社外で高負荷、または危険性の高い作業に従事する場合については、作業手当を支給するなど、業務の密度と内容に対応した賃金制度を整えている。

一方、従業員の生活を安定させるための制度も設けている。同社では、賃金に最少保証額制度を取り入れており、具体的には、28歳以上の従業員に対して、業績や役職に関わらず非課税交通費を除き28万円の月例賃金の支給を保証している。27歳以下についても、個別に設定しており、適宜水準の引上げを実施している。

また、福利厚生制度も手厚い。まず、各種手当で、18歳以下の家族を養育する従業員に子供手当として1人目5,000円/月、2人目及び3人目3,000円/月を支給しているほか、クリーニング手当を3,000円/月、資格手当をボイラー技士や公害防止管理者（大気・水質）、危険物取扱者（乙4・丙）、大型自動車免許、フォークリフト、簿記2級、衛生管理者等で支給している。

次に、奨学金返還支援制度も設けており、返還額の3分の1（上限5,000円/月）を補助、35歳の誕生月まで支給することで、若年層の金銭面での負担を軽減している。このほか、資産形成支援として確定給付企業年金制度を整備するとともに、慶弔見舞金や永年勤続、成績優秀者、無事故無違反者に対する表彰制度を整備している。

### 3. 包括的分析

#### 3-1 UNEP FI のコーポレートインパクト分析ツールを用いた分析

「UNEP FI コーポレートインパクト分析ツール」を用いて、天星製油の産業廃棄物処理事業を中心に、網羅的なインパクト分析を実施した。その結果、ポジティブ・インパクトとして「水」、「エネルギー」、「健康と衛生」、「移動手段」、「雇用」、「賃金」、「零細・中小企業の繁栄」、「インフラ」、「水域」、「大気」、「土壌」、「生物種」、「生息地」、「資源強度」、「廃棄物」が、ネガティブ・インパクトとして「健康および安全性」、「賃金」、「社会的保護」、「気候の安定性」、「水域」、「大気」、「土壌」、「生物種」、「生息地」、「資源強度」、「廃棄物」が抽出された。

#### 3-2 個別要因を加味したインパクトエリア/トピックの特定

天星製油の個別要因を加味して、同社のインパクトエリア/トピックを特定した。その結果、同社のサステナビリティ活動に関連のあるポジティブ・インパクトとして「教育」、「気候の安定性」を、ネガティブ・インパクトとして「自然災害」、「ジェンダー平等」を追加した。一方で、同社の事業活動は、産業廃棄物処理や再生重油の製造が中心であるため、ポジティブ・インパクトのうち「水」、「エネルギー」、「健康と衛生」、「移動手段」、「インフラ」、「大気」、「生物種」、「生息地」を削除し、ネガティブ・インパクトうち、生態系等に害を及ぼす排出行為や土地開発が無いことから「生物種」、「生息地」を削除した。

＜特定されたインパクトエリア/トピック＞			分析ツールにより抽出されたインパクトエリア/トピック		個別要因を加味したインパクトエリア/トピック			
インパクト カテゴリー	インパクト エリア	インパクト トピック	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ		
社会	人格と人の安全保障	紛争						
		現代奴隷						
		児童労働						
		データプライバシー						
		自然災害				●		
	健康および安全性	—	—		●		●	
		資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	●				
			食料					
			エネルギー	●				
			住居					
			健康と衛生	●				
			教育				●	
			移動手段	●				
			情報					
			コネクティビティ					
			文化と伝統					
		ファイナンス						
		生計	雇用	●				
賃金	●			●		●		
社会的保護				●		●		
平等と正義	ジェンダー平等					●		
	民族・人種平等							
	年齢差別							
	その他の社会的弱者							
社会 経済	強固な制度・平和・安定	法の支配						
		市民的自由						
	健全な経済	セクターの多様性						
		零細・中小企業の繁栄	●			●		
		インフラ	●					
経済収束	—							
自然 環境	気候の安定性	—		●		●		
		生物多様性と生態系	●		●		●	
	水域	大気	●		●		●	
		土壌	●		●		●	
		生物種	●		●		●	
		生息地	●		●		●	
	サーキュラリティ	資源強度	●		●		●	
廃棄物		●		●		●		

### 3-3 特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性

天星製油のサステナビリティ活動のうち、環境面においては、自社での環境負荷低減活動として、太陽光発電所での再生可能エネルギーの創出が**気候の安定性**（ポジティブの増大）に、気候変動対策や新たな蒸発濃縮装置の導入が**気候の安定性**（ネガティブの低減）、**水域**（ネガティブの低減）、**大気**（ネガティブの低減）、**資源強度**（ネガティブの低減）、**廃棄物**（ネガティブの低減）への貢献が認められる。

環境・社会面においては、地域住民向けの廃油回収や環境教育といった地域での環境保全活動が、**教育**（ポジティブの増大）、**廃棄物**（ポジティブの増大）に該当する。

環境・経済面においては、低コストで環境にも配慮された再生重油の製造及び販売が、**零細・中小企業の繁栄**（ポジティブの増大）、**気候の安定性**（ポジティブの増大）、**資源強度**（ポジティブの増大）、**廃棄物**（ポジティブの増大）への貢献が認められる。また、産業廃棄物の適正な処理やエコロジカルメンテナンス事業を通じた切れ目のないサービス提供等が、**零細・中小企業の繁栄**（ポジティブの増大）、**水域**（ポジティブの増大・ネガティブの低減）、**土壌**（ポジティブの増大・ネガティブの低減）、**廃棄物**（ポジティブの増大）に該当する。

社会面においては、定期的な避難訓練や事業の継続性を高める防災 BCP 訓練が**自然災害**（ネガティブの低減）に、労働安全衛生の徹底が**健康および安全性**（ネガティブの低減）に、働きやすい職場づくりと女性従業員の雇用増加が**雇用**（ポジティブの増大）、**健康および安全性**（ネガティブの低減）、**社会的保護**（ネガティブの低減）、**ジェンダー平等**（ネガティブの低減）に資する取組みと判断される。また、業界未経験者や無資格者等の積極的な採用と新人教育を始めとした人材育成が、**教育**（ポジティブの増大）、**雇用**（ポジティブの増大）、**社会的保護**（ネガティブの低減）に該当する。さらに、公正な賃金体系と充実した福利厚生制度が、**賃金**（ポジティブの増大・ネガティブの低減）、**社会的保護**（ネガティブの低減）に資する取組みである。

### 3-4 インパクトエリア/トピックの特定方法


「UNEP FI のコーポレートインパクト評価ツール」を用いたインパクト分析結果を参考に、天星製油のサステナビリティに関する活動を同社の HP、提供資料、ヒアリングなどから網羅的に分析するとともに、同社を取り巻く外部環境や地域特性などを勘案し、同社が環境・社会・経済に対して最も強いインパクトを与える活動について検討した。そして、同社の活動が、対象とするエリアやサプライチェーンにおける環境・社会・経済に対して、ポジティブ・インパクトの増大やネガティブ・インパクトの低減に最も貢献すべき活動を、インパクトエリア/トピックとして特定した。


## 4. KPI の設定


特定されたインパクトエリア/トピックのうち、環境・社会・経済に対して一定の影響が想定され、天  
星製油の経営の持続可能性を高める項目について、以下の通り KPI が設定された。なお、モニタ  
リング期間内に KPI の設定年度が到来するものは、その年度において再度 KPI を設定し、測定して  
いく。

なお、ネガティブ・インパクトとして特定している「自然災害」に関しては、BCP の策定や防災 BCP  
訓練に取り組み災害への対応力を強化しており、「賃金」に関しては、公正な制度とともに従業員が  
生活を安定させることができる賃金体系を整えており、不十分な収入、潜在的に低収入かつ不規  
則な収入などではないことから削除している。また、「大気」に関しては、新たな蒸発濃縮装置の導  
入で A 重油の使用量を削除しており、「土壌」に関しては、不浸透性の床や防油堤等の整備によ  
って環境への負荷を低減させている。「廃棄物」に関しては、事業活動そのものが産業廃棄物処理業  
であり、自社からの排出物の削減には常に取り組んでいることから、ネガティブ・インパクトの低減が十  
分に図られており、KPI は設定していない。




### 4-1 環境面

インパクトエリア/トピック	気候の安定性（ネガティブの低減）
テーマ	自社での環境負荷低減
取組内容	気候変動対策
SDGs との関連性	全ての国々において、気候関連災害や自然災 害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の 能力を強化する。 
KPI（指標と目標）	① 2030 年度までに、使用電力量のうち 40%以上を非化石エネ ルギー由来の電力に切り替える ② 2035 年度までに、使用電力量のうち 70%以上を非化石エネ ルギー由来の電力に切り替える


インパクトエリア/トピック	資源強度（ネガティブの低減）
テーマ	自社での環境負荷低減
取組内容	省エネルギー化の推進
SDGsとの関連性	7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。 
KPI（指標と目標）	① 2030年度までに、水系処理一連の工程（中和、蒸発濃縮、排水）で消費されるエネルギー効率を改善し、2024年度比30%の消費エネルギー削減を行い、省エネルギー化を推進していく



インパクトエリア/トピック	水域（ネガティブの低減）
テーマ	自社での環境負荷低減
取組内容	水使用量の削減
SDGsとの関連性	6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。 
KPI（指標と目標）	① 2025年度までに、自社の排水量を2024年度比40%以下まで抑制する ② 2030年度までに、自社の排水量を2024年度比20%以下まで抑制する

## 4-2 環境・経済面



インパクトエリア/トピック	零細・中小企業の繁栄（ポジティブの増大） 資源強度（ポジティブの増大） 廃棄物（ポジティブの増大）
テーマ	地域企業の持続性を高める事業活動
取組内容	安全な再生重油の提供
SDGs との関連性	<p>8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。</p>  <p>9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p>  <p>12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</p>  <p>12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p>
KPI（指標と目標）	<p>再生重油の品質保証として出荷時に PCB 分析の実施及び</p> <p>① 分析結果である評価レポートを公表し、以降も、評価レポートの改善に継続して取り組んでいく</p> <p>② 分析結果である評価レポートの公表を通じ、再生重油を継続して使用する取引先の割合が80%以上となるように維持していく</p>

#### 4-3 社会面

インパクトエリア/トピック	健康および安全性（ネガティブの低減） 社会的保護（ネガティブの低減）
テーマ	働きやすい職場づくり
取組内容	業務改善活動の推進、平均残業時間の削減、有給休暇の取得推進
SDGsとの関連性	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 
KPI（指標と目標）	2027年度までに、従業員一人当たり4件/年以上の業務改善 ① 善提案が発案されるとともに、年間12件以上の採択及び実施を実現する  2030年度までに、業務改善提案を実施することで、平均残業時間を10時間/月以下まで削減する ②  2030年度までに、有給休暇取得率85%以上を達成し、維持する ③

インパクトエリア/トピック	雇用（ポジティブの増大） ジェンダー平等（ネガティブの低減）
テーマ	働きやすい職場づくり
取組内容	多様な人材の活躍
SDGsとの関連性	<p>5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。</p>  <p>2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p> <p>10.2</p> 
KPI（指標と目標）	① 2030 年度までに、女性従業員を 3 名以上純増させる



インパクトエリア/トピック	教育（ポジティブの増大）
テーマ	人材育成
取組内容	従業員のスキル向上
SDGs との関連性	<p>4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p>  <p>8.6 2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。</p> 
KPI（指標と目標）	<p>2030 年度までに、1 等級及び 2 等級の半数以上の従業員に</p> <p>① ついて、所属部署及び担当業務以外の業務を 10 日以上経験させ、業務遂行能力を向上させる</p> <p>2035 年度までに、1 等級及び 2 等級の全ての従業員について、</p> <p>② 所属部署及び担当業務以外の業務を 10 日以上経験させ、業務遂行能力を向上させる</p>

## 5. 地域経済に与える波及効果の測定

天星製油は、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの KPI を達成することによって、5年後の売上高を13.3億円に、従業員数を70人にすることを目標とする。

「平成27年静岡県産業連関表」を用いて、静岡県経済に与える波及効果を試算すると、この目標を達成することによって、天星製油は、静岡県経済全体に年22.2億円の波及効果を与える企業となることが期待される。

## 6. マネジメント体制

天星製油では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、鈴木宏政代表取締役が陣頭指揮を執り、社内の制度や計画、日々の業務や諸活動などを棚卸しすることで、自社の事業活動とインパクトリーダーやSDGsとの関連性、KPIの設定について検討を重ねた。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、鈴木宏政代表取締役を最高責任者とした、リーダー会が中心となって展開していく。毎月の課別会議を通じて社内へ浸透させ、KPIの達成に向けて全従業員が一丸となって活動を実施していく。

最高責任者	代表取締役 鈴木 宏政
担当部署	リーダー会 (事務局：総務グループ)

## 7. モニタリングの頻度と方法

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、静岡銀行と天星製油の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に1回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場などを通じて実施する。

静岡銀行は、KPI 達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは静岡銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。

モニタリング期間中に達成した KPI に関しては、達成後もその水準を維持していることを確認する。なお、経営環境の変化などにより KPI を変更する必要がある場合は、静岡銀行と天星製油が協議の上、再設定を検討する。

以上

## 本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、静岡経済研究所が、静岡銀行から委託を受けて実施したもので、静岡経済研究所が静岡銀行に対して提出するものです。
2. 静岡経済研究所は、依頼者である静岡銀行及び静岡銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する天星製油から供与された情報と、静岡経済研究所が独自に収集した情報に基づき、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<評価書作成者及び本件問合せ先>

**一般財団法人静岡経済研究所**

調査部 研究員 後藤 裕大

〒420-0853

静岡市葵区追手町 1-13 アゴラ静岡 5 階

TEL : 054-250-8750 FAX : 054-250-8770